

岩手県告示第106号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和5年2月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 紫波郡矢巾町大字間野々第2地割74番、74番2、76番、77番1、77番2、78番、79番、80番、81番、82番、83番、84番、85番、86番1、86番2、87番、88番、89番、90番、91番1、91番2、92番、110番、111番1、112番1、113番1、114番1、115番1、116番1、117番1、118番1、119番1、120番1、121番1、122番1、123番1、124番1、136番1及び137番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市東見前5地割31番地 岩手日野自動車株式会社